

「指定訪問看護」重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社アクティブビジョン
- (2) 法人所在地 愛媛県今治市延喜甲31番地1
- (3) 電話番号 0898-35-1388
- (4) 代表者氏名 代表取締役 菊川 裕基
- (5) 設立年月日 平成22年6月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問看護
- (2) 事業所の名称 リハビリ訪問看護ステーション華蓮
- (3) 事業所の所在地 愛媛県今治市美須賀町3丁目3-2 アビタ'31
- (4) 電話番号 0898-35-4789
- (5) 管理者 三谷 菜保
- (6) 事業所の目的及び運営方針

当事業所は質の高い訪問看護を提供し、笑顔が引き出せるような看護や日常生活上の必要な介助を提供することで、在宅での生活を一日でも長く継続できるよう自立支援することを目的とします。これらのサービスを提供するにあたって、利用者及びご家族のご希望を十二分に取り入れ、利用者に係る職種の協議によって計画書を作成し、内容に同意をいただきます。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
今治市、西条市、新居浜市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (祝祭日(成人の日を除く)、8月15日、12月30日から1月3日までを休日とします。)
営業時間	8:30~18:00
サービス提供時間	8:30~18:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護サービスを行い、また行われているか必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	常勤 1名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	非常勤 4名

理学療法士及び作業療法士	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、専門の適切な技術をもって行います。	非常勤 5名
--------------	--	--------

5. 当事業所が提供するサービスの内容

	内 容
訪問看護	1 療養生活や、介護方法についての相談 2 食事、入浴、排泄など日常生活の世話 3 リハビリテーション 4 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理 5 ガン、難病、認知症の方の看護 6 その他

6. 利用料金

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

■訪問看護費

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,140 円	314 円	4,710 円	471 円	8,230 円	823 円	11,280 円	1,128 円
	2,820 円	282 円	4,230 円	423 円	7,390 円	739 円	10,130 円	1,013 円
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,910 円	391 円	5,880 円	588 円	10,260 円	1,026 円	14,060 円	1,406 円
	3,530 円	353 円	5,290 円	529 円	9,240 円	924 円	12,660 円	1,266 円
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,700 円	470 円	7,050 円	705 円	12,320 円	1,232 円	16,880 円	1,688 円
	4,230 円	423 円	6,350 円	635 円	11,090 円	1,109 円	15,200 円	1,520 円

■訪問看護費における理学療法士等による訪問の場合

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	1 日に 2 回までの場合		1 日に 2 回を越えて行う場合	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	2,940 円	294 円	2,640 円	264 円
早朝・夜間	3,660 円	366 円	3,300 円	330 円
深夜	4,400 円	440 円	3,960 円	396 円

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25、深夜の場合は、100 分の 50 に相当する単位が加算されます。

※一定以上の所得者の場合は、2 割・3 割負担となります。

加 算	利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等
特 別 管 理 加 算 (I)	5,000 円	500 円	1 月に 1 回
特 別 管 理 加 算 (II)	2,500 円	250 円	
初 回 加 算 (I)	3,500 円	350 円	退院日に初回訪問した場合
初 回 加 算 (II)	3,000 円	300 円	初回のみ
退 院 時 共 同 指 導 加 算	6,000 円	600 円	1 回当たり
複 数 名 訪 問 看 護 加 算	2,540 円	254 円	1 回当たり (30 分未満)
	4,020 円	402 円	1 回当たり (30 分以上)
長 時 間 訪 問 看 護 加 算	3,000 円	300 円	1 回当たり

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続東予指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 (ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担とさせていただきます。

① 事業の実施地域以外の交通費

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えた地点から、10キロメートル以内 100 円、20 キロメートル以内 150 円を実費として徴収させていただきます。島嶼部については、距離に基づく交通費に加え高速道路代実費を徴収させていただきます。

② 訪問看護と連携して行われる死後の処置。

(3) 利用料金お支払い方法

- ① 前記(1)、(2)の料金・費用の合計額を翌月10日前後に請求書を発行し、27日に口座引き落としにてお支払いいただきます。
- ② 現金でのお支払いも、翌月の20日までとさせていただきます。

(4) サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定訪問看護サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前8時30分までに事業所に申し出てください。

当日8時30分以降に中止する場合には、以下の通りのキャンセル料をいただきます。

・前日のキャンセル : 無料 ・当日のキャンセル : 2,000 円

【連絡先】（電話番号）

0 8 9 8 — 3 5 — 4 7 8 9

(5) サービス利用の変更

利用者が指定訪問看護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。

該当利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

7. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 〔職名〕管理者：三谷 菜保

○受 付 時 間 月曜日～土曜日（8：30～18：00） 電話番号 0898-35-4789

(2) 行政機関その他苦情受付機関：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

今治市	高齢介護課	所在地	今治市別宮町1丁目4番地1
		電話番号	0 8 9 8 — 3 6 — 1 5 2 6
西条市	長寿介護課	所在地	西条市明屋敷164番地
		電話番号	0 8 9 7 — 5 6 — 5 1 5 1
新居浜市	介護福祉課	所在地	新居浜市一宮町一丁目5番1号
		電話番号	0 8 9 7 — 6 5 — 1 2 4 1
愛媛県国民健康保険団体連合会		所在地	松山市高岡町101番地1
		電話番号	0 8 9 — 9 6 8 — 8 7 0 0

8. 利用に当たっての留意事項

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

10. 緊急時における対応方法

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を行い、速やかに管理者及び主治医に報告します。

11. 虐待の防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 三谷 菜保
-------------	-------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

リハビリ訪問看護ステーション 華蓮

説明者 職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者（家族代表）

住所 _____

氏名 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____